１．コンプライアンス推進施策の主な実施内容

（１）職場実態・社員意識調査（９～１１月）

アンケートシステムを活用し、全社員を対象として実施（全４１問）。

今年度は、一連の不適切事案に関わる社員の意識および職場の課題等を把握する観点から設問を追加。

調査結果については、各所属長へフィードバックし、コンプライアンス強調月間行事の１つとして、自職場の特徴を踏まえ話合いを実施（後記）。

また、実態と乖離した社内ルールや自由記入欄に記載された内容については、関係本部・部門等にデータ提供し検討を依頼するとともに、検討結果を全社にフィードバック予定。

（２）コンプライアンス強調月間の実施（１１月）

役員・社員一人ひとりが、二度と不適切事案を起こさないという強い意志をもってコンプライアンス推進に対する意識を高めていくことを目的として、以下のとおり実施。

ａ．会長メッセージの伝達

コンプライアンス強調月間のスタートにあたり、各職場で会長メッセージ（動画）を視聴し、次の留意点を社員へ伝達。

- ✓ 「これまでの常識を疑う」という意識を持ち、日頃から、「この業務は、どのような法令・ルールに基づいて行われているのか」、「これまでのやり方で本当によいのか」などを常に意識し、自分がやっていることが、お客さまや社会にきちんと説明できるのかという視点で考える習慣をつけ、自分自身が十分に納得した上で業務に当たること
- ✓ 仕事上の問題は職場全体の問題と捉え、言い出す勇気を持つとともに、管理職の皆さんは部下が躊躇せず相談できる風通しの良い職場を作り、上がってきた声に真摯に対応する。また、職場内に限らず「本社と現業機関」、「本部・部門間」、「社員と経営層」といった組織や業務の垣根を超えた「双方向のコミュニケーション」を図り、会社全体でいかに早く問題に気づき、共有し、対応できるかが今後、何よりも重要

なお、会長メッセージに関連し、地域共創本部が実施した「お客さま意識調査」の結果概要の説明動画も視聴。

ｂ．役員による事業所訪問

一連の不適切事案に関する当社の状況を社員に理解してもらうため、役員が全事業所を訪問し、現在の取組み状況等を説明するとともに、質疑応答および意見交換を実施。

ｃ．コンプライアンス意識の浸透に向けた研修

・　行為規制に関わる個人学習（ｅラーニング、理解度テスト）および職場での話合い、不適切事案に関する職場での話合いを実施。

・　各組織の部長・所長と所属長の間で、「職場実態・社員意識調査」の結果に基づく自組織・各職場の現状や課題を共有し、改善に向けた話合いを実施。

ｄ．その他の意識づけ

・　企業倫理相談窓口等および社内リニエンシー制度の周知

・　独占禁止法違反疑い事案の再発防止策として、独占禁止法遵守に関する教育（カルテルに関する動画教材の視聴および理解度テストの実施）を実施

（３）業務実態やルールの適切性確認

今年度は、各職場でルールの不備や業務実態の適切性について話合いを実施するよう依頼。自職場で解決できない課題・問題については、業務主管箇所に検討を指示。７月２４日（実施通知日）～１０月末までに報告を受けた問題提起は１１９件（昨年度６件）。

（４）グループ会社の管理・指導

ａ．職場実態・社員意識調査（９月）

調査を希望したグループ会社（１０社）が実施。当社においてデータを集計・提供し、各社において、社員のコンプライアンス意識や職場のコミュニケーション等の現状・課題を把握し、よりよい職場づくりの取組みに活用するよう依頼。

ｂ．規模の大きいグループ会社に対する親会社としての対応（１０～１１月）

コンプライアンス・リスク事案の発生状況を踏まえ、３社（中電工・エネコム・中電プラント）と意見交換を実施。

ｃ．中国電力ネットワーク株式会社の取組みに対する支援・フォロー（１０月）

中国電力ネットワーク株式会社のコンプライアンス推進やリスク管理に係る取組みの運用状況や課題等について意見交換を実施。

２．一連の不適切事案に係る対応状況等について

（１）再発防止策の実施状況

一連の不適切事案に対する再発防止策については、各命令・勧告等の内容および弁護士を含めた社内調査の結果を踏まえて策定し、順次実施している。

なお、実施状況は会社ホームページにおいて公開している。

（２）前回委員会以降に実施した主な再発防止策等（コンプライアンス強調月間以外）

ａ．「内部統制強化委員会」の開催（９月、１１月）

弁護士など社外の有識者３名と当社コンプライアンス推進部門長の計４名で構成する会議体を設置。それぞれの専門的な見地から、再発防止の取組状況等に対する評価・助言を行う。第１回（９月２２日）、第２回（１１月２日）を開催。

ｂ．社内リニエンシー（行為規制）の導入（９月）

行為規制違反を自主的に報告した場合に、処分を減免することがあることを社内規程で明確化。

ｃ．販売事業本部内に法令・リスクに関する総括箇所の設置（１０月）

業務運営の適切性確保および業務品質の改善・向上に向け、販売事業本部内に法令・リスクに関する総括箇所を設置。業務の適切性を評価・チェックし、組織内での自律的統制を図る。

ｄ．不適切事案に対する内部監査の実施状況を経営会議へ中間報告（１０月）

要則・マニュアルの改正、研修の実施状況等を確認し、経営会議へ報告。

（３）景品表示法違反事案への対応状況

(4)個人情報保護委員会からの行政指導への対応状況

本年 6 月 29 日付の「中国電力ネットワーク株式会社が保有する新電力顧客情報の不正閲覧事案」および「再生可能エネルギー業務管理システムの不正閲覧事案」に関する個人情報保護委員会からの行政指導に対し、9 月 29 日付で報告を行った。

なお、今年度下期においては、本年 7 月に実施した個人情報保護研修についての社員の理解定着を目指し、理解度テストおよび解答・解説を実施する。

３．島根原子力発電所点検不備等に対する取組み状況等について

（１）島根原子力発電所点検不備等に対する取組み状況

■再発防止対策の主な実施状況

前回委員会報告以降における再発防止対策の主な取組み状況は次のとおり。
なお、全体の実施状況は別紙のとおり。

ａ．不適合管理プロセスの改善

２０２３年８月～１０月の不適合判定検討会において、５０６件の状態報告（不具合情報、前兆、気づきなどの報告）を審議し、このうち２４２件を不適合とした。

上記期間中、Ａ、Ｂグレードの不適合事象は発生していない。

ｂ．原子力部門の業務運営の仕組み強化

・原子力部門戦略会議を定例的に開催し、点検不備問題およびサイトバンカ建物未巡視問題に係る再発防止対策について進捗状況やその運用状況等を確認した。

・原子力安全維持・向上活動、パフォーマンス指標（PI）の検討状況、廃棄物委員会等の活動状況、重要課題の進捗状況について確認した。

ｃ．原子力安全文化醸成活動の推進

（ａ）お客さま視点の価値観を認識する機会拡大

個々の業務の重要性や地域との関わりに関する認識向上のための地元行事や社会貢献活動等への参加については、全員参加を目指して取組みを継続中である。

（ｂ）第３０回原子力安全文化有識者会議の開催

点検不備問題に係る再発防止対策の実施状況について報告。また、新規制基準適合性審査の状況等について情報提供した。（１０月２３日）

（ｃ）ＬＬW流量計問題およびサイトバンカ事案の事例研修

「過去の不適切事案概要」の動画視聴により、ＬＬW流量計問題およびサイトバンカ事案の発生原因や再発防止対策を確認するとともに、ＬＬW流量計問題に係る「適切な発注業務（請負）に係る教育」およびサイトバンカ事案に係る「発注者としての管理責任に関する教育（委託管理に関する研修）」を実施中である。

（１１～１２月）

（ｄ）コンプライアンス行動基準およびグループ行動基準の振り返り

コンプライアンスに係る行動基準およびグループ行動基準について、決めたとおりに行動できたか、島根原子力本部・発電所、原子力人材育成センターの課（グループ）単位で振り返りを実施中である。（１１～１２月）

（ｅ）安全文化講演会の開催

島根原子力発電所において、発電所員や協力会社社員等を対象に、原子力安全文化醸成活動の一環として、安全文化の意識高揚を目的とした社外講師による講演会を開催した。（９月２０日）

【演題】『なぜ、ものが言えなくなるのか』を考える

【講師】一般社団法人原子力安全推進協会　安全基盤部安全文化グループ
深野　琢也 グループリーダー

ｄ．原子力部門人材育成プログラムへの取組み

多様な価値観に触れる経験を通じて幅広い視野を涵養するなどの観点から、以下の施策について実施。

・近隣事業所における業務体験〔８月～９月〕

島根原子力発電所の若年層社員（２名）を、島根統括セールスセンター、島根原子力本部へ派遣（8/23～9/27 の間に、４日／名 派遣）。

・異業種交流〔８月、９月〕

島根原子力発電所の若年層社員（１名）が、異業種交流会（社外セミナー：8/24、9/21）へ参加。

・階層別研修〔９月〕

課長クラス（9/13：１名）が社外セミナーを受講。

・他部門社員との意見交換会〔１０月〕

副長クラス（10/6：１９名参加）を対象に、調達本部（財務グループ）との意見交換会を実施。

（２）島根原子力発電所サイトバンカ建物の巡視業務の未実施に対する取組み状況

■再発防止対策の主な実施状況

直接的な原因および根本的な原因に対する再発防止対策は、２０２１年１月末までに完了しており、以降は、日常業務の仕組みの中でＰＤＣＡを回して、自律的かつ継続的に改善を図りながら実施している。

■原子力安全文化の更なる向上、高みを目指す取り組み状況

サイトバンカ問題の調査結果を踏まえた原子力安全文化の更なる向上、高みを目指す取組みとして検討を行っていた「現場に即した活動となる仕組みの構築」については、２０２１年７月、原子力部門の業務の監視・評価機能を電源事業本部（原子力品質保証）に設置し、協力会社を含めた原子力安全や安全文化醸成に係る監視・評価機能の強化を図っている。

また、原子力安全文化醸成活動を一元的に管理する観点から、上記監視・評価を主たる業務とする組織（原子力安全監理）を電源事業本部内に設置し、原子力強化プロジェクト機能を移管するため、本年１月３１日、原子力規制委員会に保安規定変更認可の補正申請を行った。

＜前回委員会以降に実施した原子力安全文化醸成に係る監視・評価等の内容＞

○今年度の協力会社※の原子力安全文化醸成活動計画を審査

・協力会社の現地事務所を訪問し、各社の原子力安全文化醸成活動計画の遂行・進捗状況を審査し、コンプライアンスに係る教育や研修が計画通り実施されていることを確認した（１０月後半に実施）。

※島根原子力発電所構内に常駐している原子力安全に携わる協力会社が対象

４．内部通報制度の運用状況について

２０２３年８月～１０月の間に、相談窓口に１０件の通報・相談が寄せられた。いずれの事案についても必要に応じて事実調査等を行い、顕名による通報・相談者には結果を連絡するなど対応した。

社内・社外別 通報・相談件数 （件）

	８月	９月	１０月	計
社内窓口	５（０）	１（０）	２（１）	８（１）
社外窓口	２（０）	０（０）	０（０）	２（０）
計	７（０）	１（０）	２（１）	１０（１）

（　）はグループ会社に関する受付件数を再掲。

顕名・匿名別 通報・相談件数 （件）

	８月	９月	１０月	計
顕　名	３（０）	０（０）	２（０）	５（０）
匿　名	４（０）	１（１）	０（０）	５（１）
計	７（０）	１（１）	２（０）	１０（１）

（　）はグループ会社に関する受付件数を再掲。

参考）中国電力ネットワーク相談独自窓口への通報・相談件数（件）

	８月	９月	１０月	計
顕　名	０	２	０	２
匿　名	０	０	０	０
計	０	２	０	２

（注）前回委員会報告以降に進捗した箇所を網掛けで表示。

別　紙

島根原子力発電所点検不備に係る再発防止対策の主な取組み状況

直接的な原因に対する再発防止対策

点検計画表不備への対応

点検計画表の修正（2010 年 6 月末完了）

業務手順の改善・明確化、手順書の見直し

直接原因に係る再発防止対策（2010 年 7 月末完了）

点検計画の作成・変更、工事仕様書の作成手順の見直し等、点検不備に至った業務手順の改善・明確化を実施。

その他の取組み

点検計画表の継続的見直し

点検計画表における点検方法、点検頻度等について、機器の安全重要度、劣化要因を考慮して、より妥当性の高い内容に継続的に見直し

◇点検計画表における点検方法、点検頻度等の継続的見直しを検討するワーキンググループを結成し、活動中。

保守管理活動全体を管理する「統合型保全システム（ＥＡＭ）」の活用

・現在開発中のＥＡＭにより、紙ベースで管理している膨大なデータをシステムで管理

・「原子力強化プロジェクト」は、発電所と連携して業務プロセスの改善による更なる業務処理の正確性および効率性向上を検討、実施

◇２号機の点検計画表データをＥＡＭ保守管理データとして整備し、第 17 回定期検査（2012/1 開始）に向けて、2011/12 に本運用を開始。

◇１号機についても、点検計画表データをＥＡＭ保守管理データとして整備し、2012/10 より運用開始。

点検時期を超過していた機器の健全性評価

◇２号機１６２機器の全てについて健全性の確認を終了（2010.7.27）

◇１号機３４９機器の全てについて健全性の確認を終了（2011.1.6）

根本的な原因に対する再発防止対策

根本的な原因

不適合管理

不適合管理を適切、確実に行うための仕組みが不足していた。

マネジメント

規制要求事項の変更に速やかに対応してマネジメントできる仕組みが十分でなく 適切な対応ができなかった。

組織・風土

「報告する文化」「常に問いかける姿勢」が組織として不足していた。

原子力品質マネジメントシステムの充実

不適合管理プロセスの改善

■不適合管理が適切に行われ、不適合の判断が限られた箇所で決定されること等がないよう、不適合管理プロセスを改善する。

○ 不適合管理を専任で行う担当を設置（2010.6.29）
＜活動状況＞・発電所員に対し、不適合管理の必要性や基準についての教育を実施（2010.7.29～8.2）・品質保証講演会（2010.9.16）、不適合判定検討会委員への専門教育（2010.10.14）

○ すべての不具合情報について検討し処置を決定する「不適合判定検討会」の運用を開始（2010.8.1）

原子力部門の業務運営の仕組み強化（保守管理体制・品質保証体制の再構築）

■規制要求の変化に速やかに対応し、適切にマネジメントできる仕組みを強化する。

○ 原子力部門の重要課題を統括する「原子力部門戦略会議」を設置（2010.7.27）
＜活動状況＞　第１回開催（2010.7.27）～第 149 回開催（2023.10.13）

○ 本社、発電所からなる「原子力安全情報検討会」を設置（H22.7.30）
＜活動状況＞　第１回開催（2010.8.13）～第 143 回開催（2023.9.25）

○ 発電所の統括機能を強化し、責任体制を明確化するため、品質保証部・保修部を設置（2010.9.7）、技術部・発電部を設置（2011.3.1）。

原子力安全文化醸成活動の推進

■経営における原子力の重要性や地域社会の視点からの安全文化の大切さを全社（関係会社・協力会社を含む）で醸成する活動を推進する。

○社長直属の組織として「原子力強化プロジェクト」を設置（2010.6.29）
・職場話し合い研修：2010 年度 3 回。2011～2013 年度年間 2 回。2014 年度以降年間 1 回。2023 年度は 4～5 月に実施。グループ行動基準は策定済。
・役員と発電所・建設所員との意見交換会を実施：2010 年度 8 回。2011～2017 年度年間 6 回（2013 年度 7 回）。2018 年度、2019 年度年間 8 回。2020 年度以降年間 4 回。2023 年度は 8.24 に実施。
・原子力安全文化醸成研修会を開催：2010 年度 3 回。2011～2013 年度年間 2 回。2014～2015 年度年間 1 回。2016～2017 年度年間 2 回。2018～2022 年度年間 1 回。2023 年度は 9.20 に開催。
・福島支援派遣者座談会を実施し、社内報に掲載（2011 年度）。
・原子力部門関係者の情報交換の場となる社内ＳＮＳを活用（2010.12～2014.12）。

○ 社外有識者を中心に構成する「原子力安全文化有識者会議」を設置し開催：2010 年度 4 回。2011 年度以降年間 2 回（2015 年度は臨時開催を含み 3 回）。2023 年度は 10.23 に開催。

○ 地元の方々との対話活動の充実
鹿島町・島根町・橋北地区全戸訪問（2010 年度）、技術系社員による見学会対応（2010.7～）、定例訪問へ参加（2010.7～）、地元行事へ参加（2010.9～）、地元意見の職場内共有（2010.9～）

○ 原子力の重要性や安全文化の大切さを全社で確認する「原子力安全文化の日」を制定（2010.6.3）
2011 年度から毎年 6 月に行事実施。2023 年度は 6.2 に発電所で社長訓話、「誓いの鐘」の鐘打等を実施するとともに、全社に対し社長メッセージを発信。

○ コンプライアンス強調月間行事として、点検不備問題に関する風化防止ビデオの視聴など再発防止に向けた取組みを毎年 11 月に実施。（2010 年度～2014 年度※）
※：2015 年度以降はＬＬＷ流量計不適切事案の再発防止対策に関する取組みに見直し